

様式（第9条関係）

審 議 結 果

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等の名称	第4回益田市中山間地域振興基本計画策定委員会
開催日時	2025年1月27日（月）13：00～15：30
開催場所	益田市役所 大会議室
出席者	<p>[策定委員]</p> <p>島根大学教育学部 作野広和教授 美作大学生活科学部 田中涼准教授 島根県立大学地域政策学部 須原菜摘専任講師 北仙道の明日をつくる会 三宅望実地域マネージャー 二条里づくりの会 佐藤伸廣会長 道川地域づくりの会 高田純子地域マネージャー とよかわの未来をつくる会 山本宏史会長 NPO 法人アンダンテ 21 廣兼義明理事 まちづくりコーディネーター 石橋留美子委員 益田市連合自治会長会 澤江佑三会長 一般社団法人 豊かな暮らしラボラトリー 檜垣賢一代表理事</p> <p>[事務局]</p> <p>連携のまちづくり推進課 田原栄里子課長 吾郷和宏係長 石川直主任主事 山崎志津乃主任主事</p> <p>[委託事業者]</p> <p>株式会社バイタルリード 総合計画部 宮下和也部長 内田有香</p>
議題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 益田市中山間地域振興基本計画策定委員会運営規則について ・ 中山間地域振興基本計画と地域自治組織の基本理念について ・ ヒアリング調査に基づく地域自治組織・公民館・自治会の関係性について ・ 意見交換
公開・非公開の別	公開

傍聴人の数	2人
審議経過	1. 開会 ○会議資料1～3の説明 ○傍聴希望者についての説明と委員からの承諾。 ○議長選任（作野教授）
	2. 議長挨拶
	3. 議題 (1) 益田市中山間地域振興基本計画策定委員会運営規則について（資料1） ○益田市中山間地域振興基本計画策定委員会運営規則について事務局より説明、檜垣委員を副委員長に選任することを委員から承諾。
審議経過	(2) 中山間地域振興基本計画と地域自治組織の基本理念について（資料2） ○中山間地域振興基本計画と地域自治組織の基本理念について委員長、副委員長より説明。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自治組織の説明会において、市から、「各地区における地域づくりの予算や補助金の事務を、最終的に地域自治組織へ一任したい」という趣旨の説明があったが、そうなった場合、「予算が減額され、活動が困難になるのではないか」という不安がある。 ・ 地域づくりに関する各種団体の活動費を地域自治組織が調整・配分することについて、地域自治組織自体が消極的になりつつある。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館が地区の調整役や事務方としての機能を担っており、副委員長資料の「公民館と地域自治組織の目指す状態」（p.27）の実現に向けて体制・機能を整えるには、人材がもう1人必要である。地域魅力化応援隊員1人だけでできる仕事の量ではない。
副委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「目指す状態」は、地域自治組織ガイドブック（平成29年6月改訂、益田市）の記載を踏まえて整理した私案である。計画策定に向け、公民館と地域自治組織の位置づけの整理が必要である。
審議経過	(3) ヒアリング調査に基づく地域自治組織・公民館・自治会の関係性について ○ヒアリング調査に基づく地域自治組織・公民館・自治会の関係性についてバイタルリードより説明
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自治組織・公民館・自治会の関係性の類型化を行っているが、類型化自体が目的ではなく、類型化を踏まえた関

	係性の整理が目的であることに注意が必要である。
委員	・ 「分離型」の類型の考え方を再度説明いただきたい。
バイタルリード	・ 地域自治組織と公民館との協力体制はあるが活動は別々で行われているケースを分離型としている。 ・ 地域自治組織が地区内の調整役を果たしつつ、活動は各団体が別々で行っている場合も分離型となる。
委員	・ 分類結果によると、「公民館と連携しなければ、地域自治組織の運営が成り立たない」という地区も多いようである。 ・ ひとつづくりに重点を置くよりも、地域づくりを担う人材を有効活用するために、地域づくりの拠点置いてほしい。その際には、公民館と地域自治組織の拠点を一体とすることが望ましい。
委員	・ 地域自治組織は、地区の中で認められる組織になりつつあるが、発展途上の段階である。地域自治組織の今後の可能性も見越して、機能や役割を考えることが必要である。 ・ 教育委員会が所管する公民館の機能について、本委員会において議論・検討することができるか懸念している。
委員長	・ 事務局としては、教育委員会の意見も聞きながら方向性をすり合わせしている。今後も教育委員会と協議したうえで、実効性のあるものを提案していく。
委員	・ 調査結果は住民に対して公表するのか。公表する場合は表現の仕方等、慎重な対応が必要である。 ・ 自治会の役員等が充て職として地域自治組織に関わっていることが連携型の根拠となっているが、その判断基準には検討の余地があるのではないか。
事務局	・ 調査結果は、内容を精査したうえで公表する予定である。
バイタルリード	・ 連携型の判断基準については、あらためて検討したうえで必要に応じて修正したい。
委員	・ 地域自治組織の設立当初から、当時の人口拡大課の意図や方針が見えづらく、その後も市から地域自治組織に対する提案やアドバイスは少なかったように感じる。 ・ 地域づくりに関する中間支援組織を市が立ち上げるとい話を聞いたときは驚いたが、中間支援組織は実際にどのような支援を行ってきたのか。
事務局	・ 長期にわたり地域に伴走するため、専門的な知見を有した中間支援組織が必要と判断したものである。市としては、地域の主体性を尊重していたつもりであるが、市としての関わり方としては隔たりがあったとも認識してい

	る。
副委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当方（中間支援組織）としては、地域自治組織の立ち上げに関する伴走支援を市から委託されたという認識はない。 ・ 現在は、市から「地域づくり支援体制整備事業」を受託しており、第1期は地域の担い手の育成、令和6年度から始まる第2期は組織改革に取り組んでいる。各地区からの依頼を受けて、当団体のスタッフが各地区に入り、体制整備に取り組んでいる。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館と地域自治組織の相互間で、役割の認識にずれが生じているのではないかと。又は、認識にずれは無くとも、実際に活動する際に混乱が生じているのではないかと。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類型化の判断基準がどうしても主観的になりやすいため、具体的な情報も用いつつ主観的に聞こえない表現で整理することが望ましい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館はひとつづくりの役割を担うとされているが、住民の困りごとの相談窓口となっているのが実態である。 ・ 地域自治組織が地区の調整役の機能を担うとなると、現行の体制でうまく機能している地区は形が変わってしまう。公民館と地域自治組織の位置づけを明確にするのであれば、地域自治組織や住民の負担が過大にならない形を検討すべきではないかと。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類型化にあたっては、「地域自治組織の役職を公民館職員や自治会長等が（充て職を含め）担っているかどうか」よりも、「様々な事業や活動を地域自治組織、公民館、自治会がどの程度一体で実施することができるか」という視点で分類してはどうか。 ・ 地域自治組織における地区の調整役としての役割発揮度については、「地域自治組織の役割は、地区の調整役・司令塔である」ことを認識しているかを地域自治組織に問う形で確認してはどうか。そのことを認識している地域自治組織は少ないように感じる。 ・ 公民館がひとつづくりの主体としての機能を発揮しているかどうかについては、結果が人事評価として受け取られないよう、「ひとつづくりに集中できない状況にあるかどうか」を確認してはどうか。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自治組織と公民館の評価について、現時点では本委員会としてまとめきれていないので、今後、委員の皆さんとともに整理していきたい。

審議経過	4. 意見交換
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館が地区の各種団体の調整役を担っている地区もある。公民館だけでは担うことができない役割を地域自治組織が担っていく形で活動を継続していきたい。 ・ 地域自治組織の役割について、庁内の部署によって認識に相違があるように感じる。地域自治組織に対する各部署の意識や対応を統一してほしい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自治組織が他の団体と連携して事業や活動を行う場合、国等の補助金や交付金を活用しにくいこともある。どの団体が主体となって補助金や交付金を申請するかは、臨機応変に対応している。 ・ 類型化によって、地域自治組織・公民館・自治会の関係性のあるべき姿が固定化され、地域での活動が行いにくくなるのではと懸念している。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊川地区では、「ひとづくり」とは、地域を愛するひとをつくること、という認識のもと、地域自治組織、公民館、自治会が役割を補完し合いながら活動しており、地域自治組織単独での活動はほぼ無い。 ・ 地域自治組織にも役員会や部会といった部門はあるものの、地域自治組織のメンバーが公民館へ出向いて井戸端会議的に物事が進むところが、成功の秘訣と言えるかもしれない。一方で、担い手不足は当地区でも問題となっている。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自治組織に対する行政支援の方針が見えづらい。いつまでにどういった支援（人材、財源など）を行っていくのか、見える化をしてほしい。 ・ 地域自治組織が一步踏み出すためには、行政と直接対話する場が必要。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局としても、直接対話する場は必要と考えている。有効な方法を検討したい。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自治組織の設立・運営に関しては、国から特別交付税による措置がある。 ・ 地方自治法の改正により、地域の活動団体を地方自治体が指定することが可能となり、国がそういった団体を支援する法整備も行われた。こうしたことを踏まえた条例や交付金が整備されると、地域自治組織の不安も解消されるのではないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自治組織は地区の調整役、公民館は社会教育機能を担うといった市としての方針を明確に示してほしい。現状・実態と市としての方針をすり合わせ、その落としどころ

	ろを計画において示すことが必要である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後は公民館の位置づけ等の判断を市教育委員会も含めて議論する必要がある。 ・ 地域自治組織のあるべき姿は、それぞれの地区の住民が考えたビジョン(まちづくりプラン)をもとに構築することが望ましい。 ・ 地域づくりについて、地域マネージャーや公民館職員等が仕事としてサポートする部分と、住民がボランティアとしてサポートする部分をそれぞれ分担しながら機能していくことが望ましい。自助・公助・共助の考え方にも繋がるのではないか。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域魅力化応援隊員と地域マネージャーそれぞれの活動内容や成果を見極める必要がある。地域マネージャーを導入した効果を明確にするべきではないか。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域自治組織・公民館・自治会の関係性の整理結果については、言葉の表現、評価項目の追加、類型の定義など、公表にあたっての精査を行う。 ・ 地域づくりを推進するにあたっての人材のあり方と財源措置をどのように見立てていくのかが議題である。次回の検討委員会において提案したい。 ・ 次回の検討委員会では、現在の公民館のあり方、体制・資金的な流れを変革するならどうすればよいか、議論が必要である。 ・ 計画における基本戦略や事業の中身について、実施体制も考慮しつつ文章化する作業を進める。
審議経過	5. 閉会
問合せ先	政策企画局連携のまちづくり推進課 電話 0856-31-0600